

家計が急変した私立小中学校に在籍する児童生徒への支援について

石川県私立小中学校等家計急変世帯授業料減免補助金（授業料に対する支援）

【支援の対象となる世帯】

石川県内の私立小中学校に在籍している児童生徒であって、**保護者等が石川県内に原則居住しており、次のすべてに該当する世帯**

- ①児童生徒が私立小中学校に**入学後**、保護者等の家計が急変していること。
- ②**家計急変後の保護者等の月収※ 1 に基づき試算した住民税所得割額の推計額の合計が13万5千円未満※ 2**であること。

- ※ 1 減少後の保護者の月収
- ・両親2人分の合計額とし、会社作成の給与見込がわかる書類や直近3か月分の給与明細（個人事業主の方は事業収入（売上）を証する書類等）による平均月収で判断します。
 - ・また、保護者等の中で解雇や倒産となった方がいる場合は、直近の所得課税証明書に基づく所得割額の合計から解雇や倒産となった方の所得割額分を「0円」とみなして判断します。
- ※ 2 住民税の所得割額の合計が13万5千円の世帯
3人世帯（両親のどちらか一方のみが就労、小中学生の子1人）の**モデルケースである場合に年収で約400万円程度の世帯**になります。

- ③**資産保有額が700万円未満であること。**

【支援の額】

授業料月額もしくは28,000円のいずれか少ない額に対象月数を乗じて得た額

【支援の期間】

保護者等の失職等の**家計の急変した日が属する月の翌月※**から**当該年度の3月まで**とします。

ただし、再就職等により保護者等の収入状況が改善した場合は、再就職等した月分までとなります。

※直近3か月分の給与明細（個人事業主の方は事業収入（売上）を証する書類等）等により減少後の保護者の平均月収で判断された場合は、申請書を受理した日が属する月の翌月からとなります。

対象になった翌年度以降も、対象要件②③を満たしていれば、引き続き支援の対象となります。

（参考）支援の対象になる世帯の年収目安

世帯構成		年収目安
ひとり親または両親のうち一方が働いている場合	子2人（小中学生、高校生） 扶養控除対象者が1人の場合	460万円未満
	子2人（小中学生、大学生） 特定扶養控除対象者が1人の場合	490万円未満
	子3人（小中学生、高校生2人） 扶養控除対象者が2人の場合	510万円未満
	子3人（小中学生、高校生、大学生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	540万円未満
両親共働きの場合	子1人（小中学生） 扶養控除対象者が0人の場合	440万円未満
	子2人（小中学生、高校生） 扶養控除対象者が1人の場合	550万円未満
	子2人（小中学生、大学生） 特定扶養控除対象者が1人の場合	590万円未満
	子3人（小中学生、高校生2人） 扶養控除対象者が2人の場合	620万円未満
	子3人（小中学生、高校生、大学生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	650万円未満